

◎軽4輪等(3輪以上の軽自動車)の場合

車種区分		平成27年3月31日以前に新車新規登録をした車両 (現行税率)	平成27年4月1日以後に新車新規登録をした車両 (新税率)	新車新規登録から13年経過した車両 (重課税率)※	
		重課税率適用まで(年額)			平成28年度から
3輪		3,100円	3,900円	4,600円	
4輪	自家用	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円

※ 重課税率はグリーン化をすすめる観点から、軽4輪等(3輪以上の軽自動車)に対して**新車新規登録から13年を経過した年度の翌年度分から課される税率**です。新車新規登録した年度については、車検証の「初度検査年月」欄に記載されています。

◎グリーン化特例(軽課)に伴う改正

車種区分		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
3輪		3,000円	2,000円	1,000円	
4輪	自家用	乗用	8,100円	5,400円	2,700円
		貨物	3,800円	2,500円	1,300円
	営業用	乗用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物	2,900円	1,900円	1,000円

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した軽4輪等(3輪以上の軽自動車)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、**平成28年度分の軽自動車税に限り、それぞれの性能に応じて概ね75%、50%又は25%が軽減されます。**